

令和7年度 第2回 笠間市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和7年8月19日(火) 午前10時から 午後0時5分まで

2 場 所 笠間市役所 議会行政棟2階 庁議室

3 出席者 笠間市文化財保護審議会委員 7名
事務局(生涯学習課) 4名

4 議 題

- (1) 建造物調査に係る中間報告
- (2) 国登録有形文化財の登録内定について(報告)
- (3) 県指定文化財に係る調査候補物件について
- (4) 市指定文化財に係る調査候補物件について
- (5) 視察研修について
- (6) その他

5 議事内容

(1) 建造物調査に係る中間報告

【 非公表 】

(2) 国登録有形文化財の登録内定について(報告)

議 長：報告及び審議事項の2番の国登録有形文化財の登録内定について、事務局から説明をお願いします。

事務局：大日堂の国登録有形文化財の登録内定について、ご説明いたします。ホチキス止めの分厚い資料の1ページをご覧ください。すでに新聞報道などご覧になっている方もいらっしゃるかと思いますが、国の文化審議会は、令和7年7月18日に開催された文化審議会文化財分科会の審議と議決を経て、大日堂を含む130件の建造物について、新たに登録有形文化財として登録するよう文部科学大臣に答申されました。これを受けて、今年11月には官報告示を経て、国の文化財登録原簿へ登録され、登録有形文化財建造物として正式登録となる予定です。大日堂の登録により、笠間市内の国登録有形文化財は、平町の笠間市立歴史民俗資料館、大郷戸の富田家住宅主屋に続いて3件目となります。資料の3ページは文化庁の報道発表資料、4ページは笠間市から報道機関への情報提供資料、5ページからは新聞記事の写しを添付しています。後ほどご確認いただければと思います。大日堂の国登録有形文化財の登録内定について説明は以上です。

議 長：ありがとうございます。この件について、ご質問はございますか。

委 員：非常に素晴らしいことだと思います。建物が登録有形文化財で、仏像が市の指定文化

財である中で、仏像を入れる厨子の位置付けはどのようになるのでしょうか。壁画は
もちろん建物の一部だと思いますが、登録文化財の範囲はどこまででしょうか。

事務局：今回は登録有形文化財の建造物として登録されることになります。厨子については、
堂内に安置されているものであり、建造物としての登録の範囲外になると思います。

(3) 県指定文化財に係る調査候補物件について

【 非公表 】

(4) 市指定文化財に係る調査候補物件について

【 非公表 】

(5) 視察研修について

議 長：5番の視察研修について説明をお願いします。

事務局：視察研修について、ご説明いたします。資料の33ページをご覧ください。次回、第
3回審議会につきましたは、市外への視察研修を実施したいと考えています。昨年度
は文化財公開、集中爆涼に合わせて常陸太田市への視察研修を実施しましたが、その
検討の際に視察先として、かさましこの関係で益子町はどうかという意見がありまし
た。そこで、今年度の視察研修先として、栃木県益子町を提案したいと思います。視
察研修の実施時期としては、10月下旬から11月上旬頃を予定しています。まず、
視察研修先が益子町でよいかどうか、また具体的にどのような場所の見学を希望する
かについて、ご協議いただければと思います。説明は以上です。

議 長：5番の研修視察について、事務局案が提案されています。まず、研修先として、益子
町に絞って良いかどうか、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

委 員：良いと思います。

議 長：良いでしょうか。

(委員)：はい。

議 長：研修先は益子町にしたいと思います。実施日は、令和7年10月下旬から11月上旬
と案が出されています。研修先の見学が可能かどうか、例えば公共施設は月曜日が休
館日であるなどの点もありますので、それも含めて検討する必要があります。10月
には文化財公開もありますね。

事務局：10月18～19日です。

議 長：10月下旬から11月上旬は1番良い時期ですね。それらを考慮に入れて、具体的
な日取りの設定は事務局にお願いしてよろしいでしょうか。

(委員)：はい。

議 長：研修先について、かさましこの構成文化財が1～18番まで挙がっていますが、全部
を研修するわけにはいきませんので、皆様方の中で「ここだけはどうしても見学したい」
という場所がありましたら、挙げていただけますか。

委 員：1番(益子古窯跡群)は、ぜひ行きたいです。笠間市として、これから笠間焼の史跡化

について考えていく上でよろしいかと思えます。

議長：こちらは何か所かに分かれているようですね。3か所でしょうか。

委員：3か所全ては見なくても良いと思えます。

議長：この中のどこかですね。

委員：少し整備されているような場所があれば、お願いしたいと思えます。

事務局：少し整備されている場所を検討したいと思えます。

本日、お手元にかさましこのパンフレットを配らせていただいていますので、こちら
もご覧いただき、「ここは行きたい」という場所があれば提案をお願いします。

議長：5番の西明寺は魅力がありますね。5番（西明寺）と8番（陶祖顕彰碑）はセットにな
っていますね。顕彰碑は、西明寺の門の前あたりにあったと思えます。

他にご希望はいかがでしょうか。

委員：2番の地藏院本堂も有名ですね。

議長：2番（地藏院本堂）、3番（宇都宮家の墓所）、4番（綱神社）は近接していますね。

他に希望があれば、事務局へご連絡いただき、その中からコースの設定を行いたいと
思えます。場合によって希望が入らないこともあるかもしれませんが、その辺りにつ
いては事務局にお願いしてよろしいでしょうか。

事務局：ご提案いただいた場所を中心にコースを作らせていただき、皆様にご案内できればと
思えます。

委員：基本的には平日でしょうか。

事務局：平日で考えています。

委員：土日だと10月の3、4週目、11月の初めまで予定が入っています。

事務局：皆さんも平日で大丈夫でしょうか。

（委員）：はい。

（6）その他

- ・市指定天然記念物 天神社のツクバネガシについて（報告）
- ・重要文化財 塙家住宅について（報告）
- ・文化財等の保存体制の整備について